

○大府市営農振興事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の組織する団体等が行う営農振興対策に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市営農振興事業費補助金等（以下「補助金等」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 この要綱に基づき交付する補助金等の種類、補助対象経費、対象団体等及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に係る経費のうち別表第2に定めるものは、補助対象外経費とする。

3 第1項の規定にかかわらず、大府市税を滞納している者には、次に掲げる補助金等を交付しない。

- (1) 農業振興資金利子補給事業補助金
- (2) 酪農活性化乳用牛導入対策事業補助金
- (3) 酪農活性化乳用牛自家育成事業補助金

(交付申請の時期等)

第3条 規則第4条の規定により補助金等の交付の申請をしようとする者は、同条に定める補助金等交付申請書に事業計画書、予算書等を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、補助金等交付申請書により事業計画及び予算の内容が確認できるときは、補助金等交付申請書の提出をもって事業計画書及び予算書の提出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期限)

2 別表に掲げるたまねぎ黒腐れ菌核病防除事業補助金については、平成 29 年 3 月 31 日までに申請されたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

	補助金等の種類	補助対象経費等	対象団体等	補助率等
1	農業振興資金利子補給事業補助金	知事の許可を受けて農家が借り入れた農業制度資金の利子補給	農業生産者団体等	貸付金の 1 / 100 以内（5 年間）
2	災害復旧支援資金利子補給事業補助金	災害による被害のため、農家が借り入れた農業近代化資金等、市が認める農業関係資金の利子補給	農業生産者団体等	・利子相当額（5 年間） ・被災した日から 3 か月以内に借り入れたものに限る。 ・JA 農家経営資金（災害復旧融資）については、3 年間
3	野菜生産出荷安定事業補助金	国・県の野菜価格安定制度による基金に対し、各農家が負担する経費	農業生産者団体等	事業費の 1 / 3 以内

4	露地野菜優良品種検討事業補助金	露地野菜の優良品種の試験・研究を行い、品種の統一及び優良産地の確保を図るために必要な経費	農業生産者団体等	事業費の1／3以内
5	鶏自衛防疫事業補助金	鶏の法定伝染病であるニューカッスル病を防ぐため、各農家が行う予防注射に対する助成金	農業生産者団体等	事業費の1／3以内
6	酪農活性化乳用牛導入対策事業補助金	酪農経営の活性化を図り、安定した生乳の供給を行うため、搾乳用素牛の導入に対する助成金	農業生産者団体等	25,000円／頭
7	酪農活性化乳用牛自家育成事業補助金	酪農経営の活性化を図り、乳用牛を自家育成することにより、経営の安定及び優良品種の育成技術の推進に対する助成金	農業生産者団体等	15,000円／頭
8	家畜糞尿処理事業補助金	家畜糞尿の適正な処理及び公害防止を図るためのJA総合有機センター利用に対する助成金	農業生産者団体等	事業費の1／3以内
9	牛海綿状脳症（BSE）全頭検査補助金	牛海綿状脳症のまん延を防止するため、死亡牛に対して行う検査や処理に対する経費	農業生産者団体等	8,500円／頭
10	畜産クラスター事業補助金	愛知県知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づき、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費 （1）家畜飼養管理施設 （2）家畜排せつ物処理施設 （3）自給飼料関連施設 （4）畜産物加工、展示・販売施設 （5）（1）から（4）までの施設の補改修	農業生産者団体等	補助対象経費の1／2以内。ただし、施設等の整備に当たっては、原則として国が示す基準事業費を補助対象の上限とする。
11	農畜産物品評会補助金	農畜産物品評会の開催に要する経費	農業生産者団体等	予算で定める額

12	愛知用水管理区協議会交付金	愛知用水管理区の運営、愛知用水管ポンプ維持、電気料、水路の修繕等に要する経費	愛知用水管理区協議会	予算で定める額
13	ほ場整備事業補助金	ほ場整備に要する経費	工区及び工区に準ずる組合等	・事業費の５％以内 ・調査測量設計の１００％以内 〔補助のない場合〕 ・事業費の１０％以内 ・換地費は０％ ・調査測量設計の１００％以内
14	かんがい排水事業補助金	かんがい排水に要する経費（国・県補助事業に限る。）	工区及び工区に準ずる組合等	・補助率は９０％以内。ただし、地元負担は１０％ ・調査測量設計の１００％以内
15	農業用用水路維持修繕工事補助金	工区用水幹線水路維持補修に要する経費	工区及び工区に準ずる組合等	事業費の１００％以内

別表第２（第２条関係）

費目等	備考
人件費	団体運営のための人件費。ただし、事業を推進するために必要な人件費は補助対象とする。
報酬・報償費	補助対象事業者の構成員に対する報酬・報償費（物品や金券の類なども実質、報酬・報償費であれば含む。）。ただし、補助金等に関して、国、県が補助対象経費として認めている場合は補助対象とする。
交際費	団体利益のために外部団体等との交渉に要する費用等
慶弔費	全て
食糧費	補助事業団体の構成員の飲食代
懇親会費	全て
役務費	電話代、インターネット代等。ただし、補助事業のみに係る経費であることが明らかな場合は補助対象とする。
使用料・賃借料	コピー機リース料等。ただし、補助事業のみに係る経費であることが明らかな場合は補助対象とする。
研修費	視察研修や会員だけの研修。ただし、事業の性質上、真に必要と認められる場合は補助対象とする。
積立金	すべて
備品購入費	パソコン、プリンター等の汎用備品。ただし、事業遂行上必要な物品で、リース等による対応が困難と認められ、かつ、処分制限期間の間、適切に管理でき、補助対象事業のみで使用するものは補助対象とする。
負担金等	上部への負担金や加入組織の会費等に係る経費。ただし、下部組

	組織である分科会等に助成金などの名目で支出する場合は、事業内容を精査の上補助対象とする。
その他	補助対象事業以外の事業も実施している団体の総会に係る経費 補助対象事業にかかる経費であることが明らかでない経費 証拠書類によって金額等が確認できない経費 その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費